別記様式第8号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第　　　　　号 | 納付(納入)催告書 | | |
| 年　　月　　日  第二次納税義務者(保証人)  　住(居)所  　(所在地)  　氏名　　　　　　　　　　様  　(名称)  長門市長 | | | |
| 下記の金額は、さきに納付(納入)通知書で通知しましたが、まだ納付(納入)がありませんので、至急納付(納入)してください。 | | | |
| 納税者  (特別徴収義務者) | 住(居)所  (所在地) |  | |
| 氏名  (名称) |  | |
| 上記納税者(特別徴収義務者)に係る第二次納税義務者(又は保証人)として納付(納入)すべき金額 | | | 円に下記の延滞金額(起算日　月　日)及び滞納処分費(　　円)を加えた額 |
| 記  1　「延滞金額」は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて年14.6％（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間は年7.3％）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1％の割合を加算した割合をいう。）が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6％の割合にあっては当該年における特例基準割合に年7.3％の割合を加算した割合とし、年7.3％の割合にあっては当該特例基準割合に年1％の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3％の割合を超える場合には、年7.3％の割合)とします。）を乗じて計算した額です。  2　「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等、差し押さえた有価証券、債権及び無体財産権等の取立て並びに配当に関する費用で上記(　)内の金額は、この文書作成の日までのものです。 | | | |

注　上記処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。